

大阪エコカー協働普及サポートネット会員登録審査要領

(目的)

第1条 本要領は、大阪エコカー協働普及サポートネット設置要綱(以下「要綱」という。)第5条第3項の規定により、会員登録に必要な手続きについて定める。

(申込み)

第2条 本会に入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、会長に対して、別記様式第1号の参加申込書(以下「参加申込書」)を提出し、入会登録の審査を受けるものとする。

(審査事項)

第3条 会長は、参加申込書に基づき登録審査を行うものとし、このうち本会の設立趣旨や事業目的の達成に資すると認められる者について、入会を承認するものとする。

2 会長は、前項の審査において、次条各号に該当するおそれのある者その他参加申込書の記載等から本会活動の趣旨に反することが明らかであると認められる者については、本会への入会を拒否することができる。

3 会長は、本条の定めによる審査の結果について、別記様式第2号により、すみやかに入会希望者に通知するものとする。

(参加の取消し)

第4条 会長は、第3条の規定に関わらず、サポートネット会員又はその関係者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その会員の本会への参加を取り消すことができるものとする。

- (1) 本会の趣旨に反するような行為を行ったと認められた場合。
- (2) 本会への参加申込書や実績報告等の内容が事実と異なると認められた場合。
- (3) 法令又は公序良俗に違反する行為を行ったと認められた場合。
- (4) 本会の信用を傷つける行為を行ったと認められた場合。
- (5) その他、本会の会員としてふさわしくないと認められた場合。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会員の登録審査に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年 5月31日から施行する。